

公 告

次の軽油引取税に係る免税軽油使用者証は無効です。広島県税規則第52条の2第3項の規定により公告します。

令和 8年 8月 6日

広島県東部県税事務所長

免税軽油使用者証番号	広 第 83919 号
業 種	漁船
有 効 期 間	令和8年 1月 6日から 令和9年3月31日まで